○警察署のブロック運用について

令和２年３月24日

道本務第4877号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

道警察においては、「警察署のブロック運用について」（平22．６．24道本務第2395号。以下「旧通達」という。）により、全道の区域内における警察署のブロックを定め、運用してきたところであるが、この度、警察署の再編整備に伴い、警察署のブロックを整備し、令和２年４月１日から実施することとしたので、実効ある運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

第１　警察署のブロック運用の趣旨

近年における警察事象の複雑多様化及び広域化にかんがみ、全道警察署の地勢等を踏まえ、複数の警察署を統合的に運用する体制として、ブロックを整備し、その的確な運用を図ることにより、当該警察署間の連携の一層の強化を図るとともに、効果的かつ効率的な警察活動を推進しようとするものである。

第２　警察署のブロック編成等

１　警察署のブロック編成及び当該ブロックの運用を統括する警察署（以下「センター警察署」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

２　警察本部の部長（以下「部長」という。）又は方面本部長は、必要があると認めるときは、一時的に前事項のブロック編成と異なる警察署のブロック編成をすることができる。

第３　センター署長の責務

センター警察署の長（以下「センター署長」という。）は、警察事象に対処するため、必要があると認めるときは、その属するブロック内の警察署長と協議の上、当該ブロック内の警察署間における相互支援の調整を行うとともに、他のセンター署長と相互に緊密な連携を保持するものとする。

第４　警察署長の配意事項

警察署長は、ブロック運用の実施に当たり、その属するブロック内の警察署間の相互支援を推進するため、次に掲げる事項に配意するものとする。

⑴　ブロック内において行う合同の教養訓練その他業務を通じて、相互の連携を強化し、積極的な連絡協調に努めること。

⑵　センター警察署を中心とした相互の積極的な協力及び支援により、事案発生時における職員の派遣、車両等装備品の貸出し、留置施設の使用等に関し、組織的かつ一体的な活動の推進に努めること。

第５　ブロック会議の開催

１　警察本部長、部長又は方面本部長は、ブロック内における相互の連携を強化し、効率的な警察活動を推進するため、必要があると認めるときは、ブロック単位又は複数ブロック

の合同による署長会議、主務者会議等を開催するものとする。

２　センター署長は、その属するブロック内における警察事象に対処するため、必要があると認めるときは、当該ブロック内の警察署長と協議の上、ブロック会議を開催することができる。

第６　センター署長会議の開催

警察本部長は、効果的かつ効率的な警察活動を推進するため、必要があると認めるときは、センター署長会議を開催するものとする。

別表（第２の１の事項関係）

方　面	ブ　ロ　ッ　ク	警　　察　　署	センター警察署
札　幌	札幌ブロック	中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別、手稲、江別及び千歳	中　　央
	岩見沢ブロック	岩見沢、栗山及び美唄	岩　見　沢
	滝川ブロック	滝川、赤歌及び芦別	滝　　川
	小樽ブロック	小樽、余市、倶知安及び岩内	小　　樽
	苫小牧ブロック	伊達、室蘭及び苫小牧	苫　小　牧
	静内ブロック	門別、静内及び浦河	静　　内
函　館	函館ブロック	函館中央、函館西、森、木古内、松前及び江差	函　館　中　央
	八雲ブロック	八雲、せたな及び寿都	八　　雲
旭　川	旭川ブロック	旭川中央、旭川東及び富良野	旭　川　中　央
	名寄ブロック	士別及び名寄	名　　寄
	稚内ブロック	枝幸、稚内及び天塩	稚　　内
	留萌ブロック	深川、留萌及び羽幌	留　　萌
釧　路	釧路ブロック	釧路、厚岸、弟子屈、根室及び中標津	釧　　路
	帯広ブロック	池田、本別、帯広、新得及び広尾	帯　　広
北　見	北見ブロック	北見、網走、美幌及び斜里	北　　見
	紋別ブロック	遠軽、紋別及び興部	紋　　別